

副 本

業務番号

第 35 号

担当課 環境政策課

設計者 濱田 8/4	検査者 藤井	課長補佐 藤井	課長補佐 大澤	主幹 /	課長 福吉	副部長 稲葉	部長 砂川
---------------	-----------	------------	------------	---------	----------	-----------	----------

令和 8 年度

呉市業務委託設計書

業務名 呉市指定袋及び指定シール保管・受注・配送等業務

業務場所 呉市内一円及び今治市関前地区

業務概要

- ・ 呉市指定袋及び指定シールの保管並びに取扱店からの受注を行い、呉市内及び今治市関前地区の取扱店へ滞りなく配送を行う。

説明事項

- 1 前払 有 (%以内) 無
- 2 部分払 有 (毎月払) 無
- 3 その他

業務日数	令和 8 年 4 日 1 日
又は期限	令和 11 年 3 月 31 日

予定価格 (税抜き)

68,000,000 円

業 務 費 内 訳 書

業務名 呉市指定袋及び指定シール保管・受注・配送等業務

No. 1

費目 業種 種別 細別・規格	単位	数量	金額	摘要
業務価格				業務原価, 一般管理費等含む
呉市指定袋及び指定シール保管・受注・配送	式	1		
消費税相当額				税率10%
合 計				

業 務 費 内 訳 明 細

業務名 呉市指定袋及び指定シール保管・受注・配送等業務

No. 2

費目 業種 種別 細別・規格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
令和8年度～10年度業務					
呉市指定袋及び指定シール保管	式	1			
呉市指定袋及び指定シール受注	式	1			
呉市指定袋及び指定シール配送	式	1			
小 計					

呉市指定袋及び指定シール保管・受注・配送等業務仕様書

1 概要

本業務は、呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）第21条第4項の規定により、家庭系廃棄物を搬出するために使用する市長が指定する袋及び指定シール（以下「指定袋等」という。）の保管並びに呉市が指定する指定袋等取扱店（以下「取扱店」という。）からの受注及び配送を行い、実績報告書等を呉市に提出するものである。一連の業務で市民及び取扱店に滞りなく指定袋等を供給することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

（指定袋等の配送期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。）

3 事業者要件

過去15年以内に、本市又は県内の地方公共団体（広域事務組合等を含む。）との間で、指定袋等の保管・受注・配送等業務の受託実績があること。ただし、契約期間が1年以上のもので、円滑に業務が完了しているものに限る。

4 委託料

3年間の総価契約とし、保管、受注、配送の各業務及びそれらに付随して発生するすべての業務に要する費用を含むものとする。

5 業務内容

(1) 保管管理

ア 呉市が指定する指定袋等製造業者と調整の上、指定袋等を受領し、呉市内又は呉市役所から概ね半径30km以内に確保した倉庫に入庫し、保管数量に応じた面積を確保して、パレット積みの状態で適正に在庫管理、品質管理すること。使用するパレットは指定袋等製造業者と事前に協議し決定すること。

イ 指定袋等の保管場所は、倉庫管理者が24時間管理を行うとともに、部外者の侵入を防ぐためのセキュリティを有するものとし、有料指定袋等であることに留意して盗難、紛失、汚損などがないよう厳重に保管管理すること。また、保管場所には呉市指定袋等専用の区画を設け、他商品との混合や遺失盗難を防ぐこと。

ウ 指定袋等の入庫にあたっては、荷物の積み下ろしに使用するフォークリフトを配置し、円滑かつ効率よく入庫作業が行えるよう万全の体制を構築すること。

エ 指定袋等が欠品することのないよう、常に在庫数量を確認すること。

オ 指定袋等は、一般廃棄物処理手数料に該当するものであり、破損、紛失等の事故を起こさないよう、取り扱いには十分注意すること。特に、業務に従事する者に対しては、その取り扱いについて十分に研修を行うこと。

なお、盗難や流出により呉市に損害を与えた場合は、受注者の責任において損害を補償するものとする。

カ 業務を行うにあたっては、関連する法令を遵守すること。事故等の不測の事態が発生した場合は、臨機応変の対応を行うとともに、速やかに呉市に連絡のうえ、その指示に従うこと。また、報告は書面で行うこと。

キ 取扱予定数量（令和8年度分）

種 類		サイズ	枚 数	箱・冊数
可燃ごみ	大袋	40L	3,441,000 枚	6,882 箱
	特中袋	30L	2,131,000 枚	4,262 箱
	中袋	20L	1,740,000 枚	3,480 箱
	小袋	10L	1,010,000 枚	2,020 箱
不燃ごみ	大袋	30L	400,000 枚	800 箱
	中袋	20L	220,000 枚	440 箱
	小袋	10L	220,000 枚	440 箱
プラスチック	大袋	30L	1,475,000 枚	2,950 箱
	中袋	20L	2,274,000 枚	4,548 箱
	小袋	10L	1,170,000 枚	2,340 箱
粗大ごみシール			100,000 枚	10,000 冊

※ 指定袋等は、概ね2ヶ月に1回のペースで搬入する。

※ 倉庫には、概ね3ヶ月分を保管する。

※ 10枚1組で包装し、袋は50組（500枚）で1箱とする。

※ シールは1組（10枚）で1冊とする。

(2) 受注業務

呉市が指定する書式の「呉市指定袋・粗大ごみシール注文書」（以下「注文書」という。）等により、取扱店から指定袋等の注文を受け付け、受注内容を取りまとめたのち、配送指示を行うこと。

ア 日次業務

(ア) 注文書

注文単位は箱及び冊単位とする。なお、注文書は受注者が作成し、全ての取扱店に初回注文以前に配布し、さらに呉市が必要と認めた場合は、随時内容を変更する。注文書は、取扱店コード、取扱店名、電話番号、納入先住所を予め記入したものとし、取扱店等の詳細な情報については、呉市から業務開始までに提示する。また、業務委託期間中に取扱店の追加、変更又は廃止があった場合も同様とする。

(イ) 施設、機材及び人員等

取扱店からの受注は、原則ファクシミリにより24時間受け付け、2回線以上のフリーダイヤルの受注専用回線を用いること。また、オペレーターが常駐する体制を確保することとし、営業時間内に電話での注文も受け付けること。

なお、災害や事故などの予期せぬ事態の発生した場合においても、本業務を滞りなく遂行できるような体制をもっていること。

(ウ) 受注業務を行う日時等

受注窓口業務は、緊急時を除き、原則として年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、月曜日から金曜日まで（以下「営業日」という。）の午前9時から午後5時までとする。ファクシミリの場合は、年中無休での受付を可能とすること。

なお、電話での問合せ対応は、受注窓口業務を行う日時と同様とする。

受け付けた注文は、営業日の正午で締め切り、注文を確定させること。

(エ) 配送指示

納品書を作成し、受注日の注文確定分については、受注後2営業日目までに納品されるように、配送指示を行うこと。なお、最終年度を除く各年度末までに、受注者の負担で翌年度の配送カレンダーを作成し、取扱店へ配付すること。

(オ) 取扱店への対応

a フリーダイヤルを設置し苦情・要望に対応する。

b 市民及び取扱店から指定袋等に関して苦情や要望があった場合は、呉市とも連絡を取り合い、その内容と原因を調査・検討し、速やかに対応すること。調査・検討内容及び対応の状況を発生後1週間以内に呉市に報告すること。

c 取扱店からの注文内容に疑義がある場合は、取扱店へ直接連絡のうえ、注文数量等を確認し、配送指示に誤りのないようにすること。

d 取扱店向けの注文、納品物の受領等の業務マニュアルを作成すること。

(3) 配送業務

ア 配送業務の対象となる指定袋等の配送先は、呉市内及び今治市関前地区の取扱店、自治会、呉市役所等（約380店舗）とする。取扱店の追加や変更（廃止を含む）による配送先の変更は、受注者と呉市で常に情報の共有を行い、柔軟な対応ができるよう体制構築を行う。

イ 配送は年間配送カレンダーに沿って行い、可能な限り迅速に行うこと。年間配送カレンダーについては、呉市と協議のうえ決定するものとする。また、緊急な場合は、直ちに納品できる体制をとること。

ウ 取扱店及び呉市が指定する場所への納品は、受注の際に発行される納品書を用いて行い、呉市控え用納品書（代金請求用）と受注者控え用受領書にそれぞれ取扱店の受領印を徴すること。

エ 呉市控え用納品書（代金請求用）は、5（4）ウで定める取扱店別月次集計表の数値と符合することを確認のうえ、月締めで、翌月10日までに呉市に提出すること。

オ 受注者控え用受領書は、1年以上保管すること。

カ 指定袋等の配送は、梱包した単位で行い、指定袋50組（1組：10枚入）／1箱、粗大ごみシール10枚／1冊を最小単位とし、注文数量に応じて配送すること。

キ 配送計画を立案し、取扱店からの問合せに対し適切に対応すること。

ク 配送実績数量（令和6年度）

種類		配送実績（単位：指定袋は箱、粗大ごみシールは冊）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃 ごみ	大	814	861	749	764	768	700	769	868	936	739	550	719	9,237
	特中	526	445	404	480	484	381	488	493	547	328	339	431	5,346
	中	450	345	309	350	386	299	370	414	354	215	268	379	4,139
	小	174	183	122	149	171	121	161	164	204	79	99	141	1,768
不燃 ごみ	大	58	74	56	72	67	63	55	67	90	45	41	55	743
	中	60	34	25	22	37	23	30	31	57	18	9	27	373
	小	50	49	20	31	36	27	26	33	48	20	13	27	380
粗大ごみシール		683	721	663	688	731	659	749	933	1,083	461	490	647	8,508

(4) 報告業務

ア 指定袋等の入庫数・出庫数・在庫数について、原則として毎週末（金曜日）の営業時間が終了した時点での状況を電子データにより、翌週月曜日（祝祭日に該当する場合はその翌日）までに、呉市が定める様式により報告すること。

なお、別途臨時で報告を求める場合がある。

イ 毎月末に保管場所に保管している指定袋等の数量の棚卸しを実施し、呉市が定める様式（在庫管理報告書）により、指定袋等の種類ごとに入庫数、出庫数、在庫数等を記入し、書面及び電子データにより翌月10日（土・日・祝祭日に該当する場合はその翌日）までに提出すること。

ウ 指定袋等の配送完了実績について、呉市が定める様式（配送完了報告書・取扱店別月次集計表）により、取扱店等への配送完了個数を指定袋等の種類ごとに月単位でまとめ、電子データにより翌月10日（土・日・祝祭日に該当する場合はその翌日）までに提出すること。

エ 取扱店への処理手数料の請求については、5（3）エで定める呉市控え用納品書（代金請求用）及び配送完了報告書・取扱店別月次集計表により、呉市において納付書等を作成し行うものとする。

6 入札金額及び契約金額の消費税の取扱い

入札金額は消費税抜きの金額とする。また、契約金額は消費税10%を加算した金額とし、小数点以下を切り捨てるものとする。

7 委託料の請求及び支払い

(1) 委託料の請求は、呉市が定める業務完了報告書とともに請求書を提出し、呉市は月々の業務完了検査後に支払うものとする。

(2) 委託料の支払いは、契約金額を36ヶ月で均等に分割した金額を月ごとに支払うものとし、端数が生じた場合は最終月で調整する。

8 在庫の引き継ぎ

- (1) 前受注者が保管している在庫については、適正に引き継ぎ、受注者が確保した保管場所で保管し、優先的に配送を行うこと。この引き継ぎに要する運搬等の経費については、前受注者が負担するものとする。ただし、保管場所に変更がない場合はこの限りでない。
- (2) 契約期間が終了又は契約が解除された場合、保管している指定袋等の在庫について、呉市が指定する場所へ引き継ぐこと。この引き継ぎに要する運搬等の経費については、受注者が負担するものとする。ただし、保管場所に変更がない場合はこの限りでない。

9 その他

- (1) 委託業務にあたっては、業務体制、業務マニュアル、緊急連絡網、非常時マニュアルなどを整備し、契約締結後1ヶ月以内に呉市へ提出すること。
- (2) 呉市の求めに応じて、倉庫等への立入調査を受け入れること。
- (3) 情報管理、秘密保持
 - ア 受注者は、取扱店の情報をはじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
 - イ 受注者は、業務上知り得た情報を一切ほかに漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、呉市と受注者が協議のうえ決定する。